

# 時間外労働および休日労働に関する労使協定

(会社名) \_\_\_\_\_と従業員代表\_\_\_\_\_は、時間外労働および休日労働につき、以下のとおり協定する。

(時間外・休日労働をさせることのできる場合)

第1条 会社は、期日の指定された受注、季節的繁忙等に対応するため、就業規則第\_\_\_\_条に基づき、時間外労働および休日労働をさせることができる。

(時間外・休日労働が必要な具体的な事由と業務の種類)

第2条 時間外労働または休日労働をさせる対象となる業務の種類および時間外労働または休日労働をさせる必要のある具体的な事由は、それぞれ下記のとおりとする。

(1) 時間外労働

業務の種類	時間外労働をさせる必要のある具体的な事由
メッキ加工	臨時の受注、納期変更、季節的繁忙、突発的に生じた障害等への対応
検査員	臨時の受注、納期変更、季節的繁忙、突発的に生じた障害等への対応
経理事務	決算事務、棚卸し、障害対応事務

(2) 休日労働

業務の種類	休日労働をさせる必要のある具体的な事由
メッキ加工	臨時の受注、納期変更、季節的繁忙、突発的に生じた障害等への対応
検査員	臨時の受注、納期変更、季節的繁忙、突発的に生じた障害等への対応

(延長できる時間数)

第3条 時間外労働を命じる場合に延長することができる時間数は、それぞれ次のとおりとする。この場合、1ヶ月の起算日は毎月1日、1年間の起算日は4月1日とする。

メッキ加工	1日_____時間、1ヶ月_____時間、1年間_____時間
検査員	1日_____時間、1ヶ月_____時間、1年間_____時間
経理事務	1日_____時間、1ヶ月_____時間、1年間_____時間

(労働させられる休日)

第4条 労働させることができる休日ならびに始業および終業の時刻は、それぞれ次のとおりとする。

メッキ加工、検査員ともに、

法定休日のうち1ヶ月に2回 始業 : ~ 終業 :

(特別の事情のある場合に延長できる時間)

第5条 会社は、第2条第1号に該当する業務に従事する者のうち、通常の生産量を大幅に超える受注が集中して特に納期がひっ迫したとき、納期の切迫した特に複雑な特別注文品の試作等、臨時的な特別の事情に対応する場合およびこれに類似する臨時的業務で労

使協議の上、やむを得ないと認めた事情に該当する場合で、第3条に掲げる労働時間を超えて労働をさせる必要があるときは、労使協議を経て、それぞれ次に掲げる時間までこれを延長することができる。ただし、1ヶ月の延長時間を超えて労働させることができる回数は、1年間で6回までとする。

メッキ加工 1ヶ月\_\_\_\_\_時間、1年間\_\_\_\_\_時間

検査員 1ヶ月\_\_\_\_\_時間、1年間\_\_\_\_\_時間

(時間外・休日労働手当)

第6条 会社は、労働者が時間外・休日労働に従事した場合、就業規則第\_\_\_\_\_条に基づき、通常の賃金に加えて、次の割増賃金率で計算した時間外・休日労働手当を支払うものとする。

(1) 時間外労働

1ヶ月 45時間までの時間外労働 \_\_\_\_\_%

1ヶ月 45時間を超えた時間外労働 \_\_\_\_\_%

1年間 360時間を超えた時間外労働 \_\_\_\_\_%

(2) 休日労働

法定休日労働 \_\_\_\_\_%

(協定の有効期間)

第7条 本協定の有効期間は平成\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日から1年間とする。

平成 年 月 日

(会社名)

代表取締役

㊞

従業員代表

㊞